

(令和8年第1回定例会6月会議)

参考資料（追加議案関係）

議案参考資料

(令和8年第1回定例会6月会議)

担当課(室)係

住民環境課 戸籍住民係

1. 議案名

議案第59号 かつらぎ町印鑑条例の一部を改正する条例制定について

2. 背景・経過

出入国管理及び難民認定法等の一部を改正する法律(令和6年法律第59号)の施行に伴い、条例改正を行おうとするものです。

3. 趣旨・目的

日本に在留する外国人の利便性の向上及び行政運営の効率化を図るため、令和8年6月14日から個人番号カードと在留カード等が一体化した特定在留カード等の申請交付が開始されます。

これに伴い、多機能端末機による印鑑登録証明書の交付申請の際に用いるものとして本条例において個人番号カードに特定在留カード等を加えるものです。

4. 概要

個人番号カードと規定している箇所について、特定在留カード等を加えます。

施行期日 公布の日

かつらぎ町印鑑条例 新旧対照表

改正後	改正前
○かつらぎ町印鑑条例(昭和54年かつらぎ町条例第6号) (多機能端末による印鑑登録証明書の交付申請) 第14条 前条の規定にかかわらず、印鑑登録者は、<u>個人番号カード利用</u><u>者証明用電子証明書</u>(電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成14年法律第153号)<u>以下「公的個人認証法」という。</u>)<u>第22条第1項に規定する個人番号カード利用</u><u>者証明用電子証明書</u>をいう。)が記録されている個人番号カード(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)<u>第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。</u>)<u>、</u><u>特定在留カード</u>(出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)<u>第19条の15の2第1項に規定する特定在留カードをいう。</u>)若しくは<u>特定特別永住者証明書</u>(日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成3年法律第71号)<u>第16条の2第1項に規定する特定特別永住者証明書</u>をいう。)又は移動端末設備<u>利用</u><u>者証明用電子証明書</u>(公的個人認証法<u>第35条の2第1項に規定する移動端末設備利用</u><u>者証明用電子証明書</u>(公的個人認証法<u>第35条の2第1項に規定する移動端末設備利用</u><u>者証明用電子証明書</u>をいう。)が記録されている電磁的記録媒体が組み込まれている移動端末設備(電気通信事業法(昭和59年法律第86号)<u>第12条の2第4項第3号ロに規定する移動端末設備</u>をいう。)<u>を用いて多機能端末機</u>(地方公共団体情報システム機構の	○かつらぎ町印鑑条例(昭和54年かつらぎ町条例第6号) (多機能端末による印鑑登録証明書の交付申請) 第14条 前条の規定にかかわらず、印鑑登録者は、<u>個人番号カード利用</u><u>者証明用電子証明書</u>(電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成14年法律第153号)<u>以下「公的個人認証法」という。</u>)<u>第22条第1項の</u><u>利用</u><u>者証明用電子証明書</u>をいう。)が記録されている個人番号カード(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)<u>第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。</u>)又は移動端末設備(電気通信事業法(昭和59年法律第86号)<u>第12条の2第4項第2号ロ</u> に規定する移動端末設備をいう。)<u>を用いて多機能端末機</u>(地方公共団体情報システム機構の

改正後	改正前
使用に係る電子計算機を経由して本町の使用に係る電子計算機と電気通信回線で接続された民間事業者が設置する端末機をいう。)に暗証番号その他必要な事項を入力することにより、印鑑登録証明書の交付を町長に申請し、その交付を受けることができる。 (省 略)	使用に係る電子計算機を経由して本町の使用に係る電子計算機と電気通信回線で接続された民間事業者が設置する端末機をいう。)に暗証番号その他必要な事項を入力することにより、印鑑登録証明書の交付を町長に申請し、その交付を受けることができる。 (省 略)

議案参考資料

(令和8年第1回定例会6月会議)

担当課(室)係

税務課 住民税係

1. 議案名

議案第60号 かつらぎ町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について

2. 背景・経過

国民健康保険税の税率については、構成されている所得割・均等割・平等割の基礎となる総所得額・被保険者数・国保加入世帯数が毎年変わっていくなかで、適正な税額を確保するために毎年改正しています。

3. 趣旨・目的

国民健康保険税の賦課税率の改正を行うため、所要の改正を行おうとするものです。

4. 概要

賦課税率の改正

○ 税率について

	(令和7年度)		(令和8年度)
基礎分 所得割	8.06%	→	7.88%
基礎分 均等割	29,000円	→	30,200円
基礎分 平等割	21,200円	→	21,900円
後期支援分 所得割	2.67%	→	2.73%
後期支援分 均等割	9,800円	→	10,600円
後期支援分 平等割	7,200円	→	7,700円
介護分 所得割	2.34%	→	2.49%
介護分 均等割	9,700円	→	11,100円
介護分 平等割	5,100円	→	5,900円

施行期日 公布の日

(令和8年第1回定例会6月会議)

【議案第60号 参考資料】

かつらぎ町国民健康保険税条例の主な改正内容(税率等改正)

表1

税 率	7年度(改正前)	8年度(改正後)	比 較	摘 要
基礎分	所得割	8.06 %	7.88 %	△ 0.18 pt
	均等割	29,000 円	30,200 円	1,200 円
	平等割	21,200 円	21,900 円	700 円
	(特定)	10,600 円	10,950 円	350 円
	(特定継続)	15,900 円	16,425 円	525 円
後期 支援分	所得割	2.67 %	2.73 %	0.06 pt
	均等割	9,800 円	10,600 円	800 円
	平等割	7,200 円	7,700 円	500 円
	(特定)	3,600 円	3,850 円	250 円
	(特定継続)	5,400 円	5,775 円	375 円
介護分	所得割	2.34 %	2.49 %	0.15 pt
	均等割	9,700 円	11,100 円	1,400 円
	平等割	5,100 円	5,900 円	800 円
子ども・ 子育て 支援分	所得割	— %	0.30 %	— pt
	均等割	— 円	1,122 円	— 円
	18歳以上均等割	— 円	69 円	— 円
	平等割	— 円	766 円	— 円
	(特定)	— 円	383 円	— 円
	(特定継続)	— 円	574 円	— 円

子ども・子育て支援分の税率等改正については、令和8年3月会議において議決されています。

※ 未就学児については、基礎分、後期支援分、子ども・子育て支援分、それぞれ1人につき均等割額の2分の1を軽減します。

※ (特定)特定世帯とは、世帯の者が後期高齢者医療保険に移行したことにより、国保加入者が1人だけになった世帯で、後期高齢者医療保険に移行した者と引き続き同世帯であること、かつ世帯主に変更がないこと。【基礎分、後期支援分、子ども・子育て支援分の平等割額の2分の1を軽減します。】

※ (特定継続)特定継続世帯とは、特定世帯になってから5年経過し8年経過するまでの世帯。【基礎分、後期支援分、子ども・子育て支援分の平等割額の4分の1を軽減します。】

表2 【7割軽減額】

区 分	7年度(改正前)	8年度(改正後)	比 較	摘 要
基礎分	均等割	20,300 円	21,140 円	840 円
	平等割	14,840 円	15,330 円	490 円
	(特定)	7,420 円	7,665 円	245 円
	(特定継続)	11,130 円	11,498 円	368 円
後期 支援分	均等割	6,860 円	7,420 円	560 円
	平等割	5,040 円	5,390 円	350 円
	(特定)	2,520 円	2,695 円	175 円
	(特定継続)	3,780 円	4,043 円	263 円
介護分	均等割	6,790 円	7,770 円	980 円
	平等割	3,570 円	4,130 円	560 円
子ども・ 子育て 支援分	均等割	— 円	786 円	— 円
	18歳以上均等割	— 円	49 円	— 円
	平等割	— 円	537 円	— 円
	(特定)	— 円	269 円	— 円
	(特定継続)	— 円	402 円	— 円

子ども・子育て支援分の税率等改正については、令和8年3月会議において議決されています。

表3 【5割軽減額】

区 分		7年度(改正前)	8年度(改正後)	比 較	摘 要
基礎分	均等割	14,500 円	15,100 円	600 円	
	平等割	10,600 円	10,950 円	350 円	
	(特定)	5,300 円	5,475 円	175 円	
	(特定継続)	7,950 円	8,213 円	263 円	
後期 支援分	均等割	4,900 円	5,300 円	400 円	
	平等割	3,600 円	3,850 円	250 円	
	(特定)	1,800 円	1,925 円	125 円	
	(特定継続)	2,700 円	2,888 円	188 円	
介護分	均等割	4,850 円	5,550 円	700 円	
	平等割	2,550 円	2,950 円	400 円	
子ども・ 子育て 支援分	均等割	— 円	561 円	— 円	子ども・子育て支援分の 税率等改正につい ては、令和8年3月会 議において議決されて います。
	18歳以上均等割	— 円	35 円	— 円	
	平等割	— 円	383 円	— 円	
	(特定)	— 円	192 円	— 円	
	(特定継続)	— 円	287 円	— 円	

表4 【2割軽減額】

区 分		7年度(改正前)	8年度(改正後)	比 較	摘 要
基礎分	均等割	5,800 円	6,040 円	240 円	
	平等割	4,240 円	4,380 円	140 円	
	(特定)	2,120 円	2,190 円	70 円	
	(特定継続)	3,180 円	3,285 円	105 円	
後期 支援分	均等割	1,960 円	2,120 円	160 円	
	平等割	1,440 円	1,540 円	100 円	
	(特定)	720 円	770 円	50 円	
	(特定継続)	1,080 円	1,155 円	75 円	
介護分	均等割	1,940 円	2,220 円	280 円	
	平等割	1,020 円	1,180 円	160 円	
子ども・ 子育て 支援分	均等割	— 円	225 円	— 円	子ども・子育て支援分の 税率等改正につい ては、令和8年3月会 議において議決されて います。
	18歳以上均等割	— 円	14 円	— 円	
	平等割	— 円	154 円	— 円	
	(特定)	— 円	77 円	— 円	
	(特定継続)	— 円	115 円	— 円	

一人当たりの税額(軽減適用後)

区分	令和7年度	令和8年度	増減数値	対前年比
基礎分	70,684	73,261	2,577	103.6%
後期支援分	23,866	25,685	1,819	107.6%
介護分	23,634	26,893	3,259	113.8%
子ども・子育て支援分	—	2,970	2,970	—

未就学児軽減

区分	令和7年度	令和8年度	増減数値	対前年比
軽減世帯数(世帯)	46	37	△ 9	80.4%
軽減人数(人)	58	50	△ 8	86.2%
軽減額(円)	717,800	682,066	△ 35,734	95.0%

(令和8年第1回定例会6月会議)

【議案第60号 参考資料】

税率算定基礎数値

【基礎分、後期支援分】

区分	令和7年度	令和8年度	増減数値	対前年比
所得額(円)	2,961,286,167	3,039,346,965	78,060,798	102.6%
被保険者数(人)	3,928	3,775	△ 153	96.1%
世帯数(世帯)	2,459	2,381	△ 78	96.8%
特定世帯数(世帯)	275	271	△ 4	98.5%
特定継続世帯数(世帯)	42	27	△ 15	64.3%

【介護分】

区分	令和7年度	令和8年度	増減数値	対前年比
所得額(円)	1,153,324,249	1,219,938,362	66,614,113	105.8%
被保険者数(人)	1,328	1,322	△ 6	99.5%
世帯数(世帯)	1,076	1,068	△ 8	99.3%

国 民 健 康 保 険 税 額 試 算 表 ①

4人世帯(夫婦40歳～64歳までと40歳未満の子供2人〔18歳以上〕)で、夫の給与収入4,000,000円(所得2,760,000円)の場合【軽減無し】

区分		令和7年度			令和8年度			比較
		課税標準	税率	税額	課税標準	税率	税額	税額
基礎分	所得割	2,330,000	8.06%	187,798	2,330,000	7.88%	183,604	△ 4,194
	均等割	4 人	29,000	116,000	4 人	30,200	120,800	4,800
	平等割	1 世帯	21,200	21,200	1 世帯	21,900	21,900	700
	軽減額			0			0	0
	税額 計（基礎分）			324,900	税額 計（基礎分）		326,300	1,400
後期支援分	所得割	2,330,000	2.67%	62,211	2,330,000	2.73%	63,609	1,398
	均等割	4 人	9,800	39,200	4 人	10,600	42,400	3,200
	平等割	1 世帯	7,200	7,200	1 世帯	7,700	7,700	500
	軽減額			0			0	0
	税額 計（後期支援分）			108,600	税額 計（後期支援分）		113,700	5,100
税額 小計（基礎分＋後期支援分）				433,500	税額 小計 （基礎分＋後期支援分）		440,000	6,500
介護分	所得割	2,330,000	2.34%	54,522	2,330,000	2.49%	58,017	3,495
	均等割	2 人	9,700	19,400	2 人	11,100	22,200	2,800
	平等割	1 世帯	5,100	5,100	1 世帯	5,900	5,900	800
	軽減額			0			0	0
	税額 計（介護分）			79,000	税額 計（介護分）		86,100	7,100
税額 合計 （基礎分＋後期支援分＋介護分）				512,500	税額 合計 （基礎分＋後期支援分＋介護分）		526,100	13,600
子ども・子育て支援分	所得割			0	2,330,000	0.30%	6,990	6,990
	均等割	人		0	4 人	1,122	4,488	4,488
	18歳以上均等割	人		0	4 人	69	276	276
	平等割	世帯		0	1 世帯	766	766	766
	軽減額			0			0	0
	税額 計（子ども・子育て支援分）			0	税額 計 （子ども・子育て支援分）		12,500	12,500
税額 合計 （基礎分＋後期支援分＋介護分＋子ども・子育て支援分）				512,500	税額 合計 （基礎分＋後期支援分＋介護分＋子ども・子育て支援分）		538,600	26,100

国 民 健 康 保 険 税 額 試 算 表 ②

4人世帯(夫婦40歳～64歳までと40歳未満の子供2人〔18歳以上〕)で、夫の給与収入3,000,000円(所得2,020,000円)の場合【2割軽減】

区分		令和7年度			令和8年度			比較
		課税標準	税率	税額	課税標準	税率	税額	税額
基礎分	所得割	1,590,000	8.06%	128,154	1,590,000	7.88%	125,292	△ 2,862
	均等割	4 人	29,000	116,000	4 人	30,200	120,800	4,800
	平等割	1 世帯	21,200	21,200	1 世帯	21,900	21,900	700
	軽減額			△ 27,440			△ 28,540	△ 1,100
	税額 計（基礎分）			237,900	税額 計（基礎分）		239,400	1,500
後期支援分	所得割	1,590,000	2.67%	42,453	1,590,000	2.73%	43,407	954
	均等割	4 人	9,800	39,200	4 人	10,600	42,400	3,200
	平等割	1 世帯	7,200	7,200	1 世帯	7,700	7,700	500
	軽減額			△ 9,280			△ 10,020	△ 740
	税額 計（後期支援分）			79,500	税額 計（後期支援分）		83,400	3,900
税額 小計（基礎分＋後期支援分）				317,400	税額 小計 （基礎分＋後期支援分）		322,800	5,400
介護分	所得割	1,590,000	2.34%	37,206	1,590,000	2.49%	39,591	2,385
	均等割	2 人	9,700	19,400	2 人	11,100	22,200	2,800
	平等割	1 世帯	5,100	5,100	1 世帯	5,900	5,900	800
	軽減額			△ 4,900			△ 5,620	△ 720
	税額 計（介護分）			56,800	税額 計（介護分）		62,000	5,200
税額 合計 （基礎分＋後期支援分＋介護分）				374,200	税額 合計 （基礎分＋後期支援分＋介護分）		384,800	10,600
子ども・子育て支援分	所得割			0	1,590,000	0.30%	4,770	4,770
	均等割	人		0	4 人	1,122	4,488	4,488
	18歳以上均等割	人		0	4 人	69	276	276
	平等割	世帯		0	1 世帯	766	766	766
	軽減額			0			△ 1,108	△ 1,108
	税額 計（子ども・子育て支援分）			0	税額 計 （子ども・子育て支援分）		9,100	9,100
税額 合計 （基礎分＋後期支援分＋介護分＋子ども・子育て支援分）				374,200	税額 合計 （基礎分＋後期支援分＋介護分＋子ども・子育て支援分）		393,900	19,700

国 民 健 康 保 険 税 額 試 算 表 ③

4人世帯(夫婦40歳～64歳までと40歳未満の子供2人〔18歳以上〕)で、夫の給与収入2,000,000円(所得1,320,000円)の場合【5割軽減】

区分		令和7年度			令和8年度			比較
		課税標準	税率	税額	課税標準	税率	税額	税額
基礎分	所得割	890,000	8.06%	71,734	890,000	7.88%	70,132	△ 1,602
	均等割	4 人	29,000	116,000	4 人	30,200	120,800	4,800
	平等割	1 世帯	21,200	21,200	1 世帯	21,900	21,900	700
	軽減額			△ 68,600			△ 71,350	△ 2,750
	税額 計（基礎分）			140,300	税額 計（基礎分）		141,400	1,100
後期支援分	所得割	890,000	2.67%	23,763	890,000	2.73%	24,297	534
	均等割	4 人	9,800	39,200	4 人	10,600	42,400	3,200
	平等割	1 世帯	7,200	7,200	1 世帯	7,700	7,700	500
	軽減額			△ 23,200			△ 25,050	△ 1,850
	税額 計（後期支援分）			46,900	税額 計（後期支援分）		49,300	2,400
税額 小計（基礎分＋後期支援分）				187,200	税額 小計 （基礎分＋後期支援分）		190,700	3,500
介護分	所得割	890,000	2.34%	20,826	890,000	2.49%	22,161	1,335
	均等割	2 人	9,700	19,400	2 人	11,100	22,200	2,800
	平等割	1 世帯	5,100	5,100	1 世帯	5,900	5,900	800
	軽減額			△ 12,250			△ 14,050	△ 1,800
	税額 計（介護分）			33,000	税額 計（介護分）		36,200	3,200
税額 合計 （基礎分＋後期支援分＋介護分）				220,200	税額 合計 （基礎分＋後期支援分＋介護分）		226,900	6,700
子ども・子育て支援分	所得割			0	890,000	0.30%	2,670	2,670
	均等割	人		0	4 人	1,122	4,488	4,488
	18歳以上均等割	人		0	4 人	69	276	276
	平等割	世帯		0	1 世帯	766	766	766
	軽減額			0			△ 2,765	△ 2,765
	税額 計（子ども・子育て支援分）			0	税額 計 （子ども・子育て支援分）		5,400	5,400
税額 合計 （基礎分＋後期支援分＋介護分＋子ども・子育て支援分）				220,200	税額 合計 （基礎分＋後期支援分＋介護分＋子ども・子育て支援分）		232,300	12,100

国 民 健 康 保 険 税 額 試 算 表 ④

2人世帯(夫婦40歳から64歳まで)で、所得0円の場合【7割軽減】									
区分		令和7年度			令和8年度			比較	
		課税標準	税率	税額	課税標準	税率	税額	税額	
基礎分	所得割	0	8.06%	0	0	7.88%	0	0	
	均等割	2 人	29,000	58,000	2 人	30,200	60,400	2,400	
	平等割	1 世帯	21,200	21,200	1 世帯	21,900	21,900	700	
	軽減額			△ 55,440			△ 57,610	△ 2,170	
	税額 計 (基礎分)			23,700	税額 計 (基礎分)			24,600	900
後期支援分	所得割	0	2.67%	0	0	2.73%	0	0	
	均等割	2 人	9,800	19,600	2 人	10,600	21,200	1,600	
	平等割	1 世帯	7,200	7,200	1 世帯	7,700	7,700	500	
	軽減額			△ 18,760			△ 20,230	△ 1,470	
	税額 計 (後期支援分)			8,000	税額 計 (後期支援分)			8,600	600
税額 小計 (基礎分+後期支援分)				31,700	税額 小計 (基礎分+後期支援分)			33,200	1,500
介護分	所得割	0	2.34%	0	0	2.49%	0	0	
	均等割	2 人	9,700	19,400	2 人	11,100	22,200	2,800	
	平等割	1 世帯	5,100	5,100	1 世帯	5,900	5,900	800	
	軽減額			△ 17,150			△ 19,670	△ 2,520	
	税額 計 (介護分)			7,300	税額 計 (介護分)			8,400	1,100
税額 合計 (基礎分+後期支援分+介護分)				39,000	税額 合計 (基礎分+後期支援分+介護分)			41,600	2,600
子ども・子育て支援分	所得割			0	0	0.30%	0	0	
	均等割	人		0	2 人	1,122	2,244	2,244	
	18歳以上均等割	人		0	2 人	69	138	138	
	平等割	世帯		0	1 世帯	766	766	766	
	軽減額			0			△ 2,205	△ 2,205	
	税額 計 (子ども・子育て支援分)			0	税額 計 (子ども・子育て支援分)			900	900
税額 合計 (基礎分+後期支援分+介護分+子ども・子育て支援分)				39,000	税額 合計 (基礎分+後期支援分+介護分+子ども・子育て支援分)			42,500	3,500

国 民 健 康 保 険 税 額 試 算 表 ⑤

2人世帯(夫婦40歳から64歳まで)で、夫の事業所得1, 100, 000円の場合【2割軽減】								
区分		令和7年度			令和8年度			比較
		課税標準	税率	税額	課税標準	税率	税額	税額
基礎分	所得割	670,000	8.06%	54,002	670,000	7.88%	52,796	△ 1,206
	均等割	2 人	29,000	58,000	2 人	30,200	60,400	2,400
	平等割	1 世帯	21,200	21,200	1 世帯	21,900	21,900	700
	軽減額			△ 15,840			△ 16,460	△ 620
	税額 計 (基礎分)			117,300	税額 計 (基礎分)		118,600	1,300
後期支援分	所得割	670,000	2.67%	17,889	670,000	2.73%	18,291	402
	均等割	2 人	9,800	19,600	2 人	10,600	21,200	1,600
	平等割	1 世帯	7,200	7,200	1 世帯	7,700	7,700	500
	軽減額			△ 5,360			△ 5,780	△ 420
	税額 計 (後期支援分)			39,300	税額 計 (後期支援分)		41,400	2,100
税額 小計 (基礎分+後期支援分)				156,600	税額 小計 (基礎分+後期支援分)		160,000	3,400
介護分	所得割	670,000	2.34%	15,678	670,000	2.49%	16,683	1,005
	均等割	2 人	9,700	19,400	2 人	11,100	22,200	2,800
	平等割	1 世帯	5,100	5,100	1 世帯	5,900	5,900	800
	軽減額			△ 4,900			△ 5,620	△ 720
	税額 計 (介護分)			35,200	税額 計 (介護分)		39,100	3,900
税額 合計 (基礎分+後期支援分+介護分)				191,800	税額 合計 (基礎分+後期支援分+介護分)		199,100	7,300
子ども・子育て支援分	所得割			0	670,000	0.30%	2,010	2,010
	均等割	人		0	2 人	1,122	2,244	2,244
	18歳以上均等割	人		0	2 人	69	138	138
	平等割	世帯		0	1 世帯	766	766	766
	軽減額			0			△ 631	△ 631
	税額 計 (子ども・子育て支援分)			0	税額 計 (子ども・子育て支援分)		4,500	4,500
税額 合計 (基礎分+後期支援分+介護分+子ども・子育て支援分)				191,800	税額 合計 (基礎分+後期支援分+介護分+子ども・子育て支援分)		203,600	11,800

国 民 健 康 保 険 税 額 試 算 表 ⑥

2人世帯(65歳以上の夫と40歳以上65歳未満の妻)で、夫の事業所得1,400,000円の場合【2割軽減】

区分		令和7年度			令和8年度			比較
		課税標準	税率	税額	課税標準	税率	税額	税額
基礎分	所得割	970,000	8.06%	78,182	970,000	7.88%	76,436	△ 1,746
	均等割	2 人	29,000	58,000	2 人	30,200	60,400	2,400
	平等割	1 世帯	21,200	21,200	1 世帯	21,900	21,900	700
	軽減額			△ 15,840			△ 16,460	△ 620
	税額 計（基礎分）			141,500	税額 計（基礎分）		142,200	700
後期支援分	所得割	970,000	2.67%	25,899	970,000	2.73%	26,481	582
	均等割	2 人	9,800	19,600	2 人	10,600	21,200	1,600
	平等割	1 世帯	7,200	7,200	1 世帯	7,700	7,700	500
	軽減額			△ 5,360			△ 5,780	△ 420
	税額 計（後期支援分）			47,300	税額 計（後期支援分）		49,600	2,300
税額 小計（基礎分＋後期支援分）				188,800	税額 小計 （基礎分＋後期支援分）		191,800	3,000
介護分	所得割	0	2.34%	0	0	2.49%	0	0
	均等割	1 人	9,700	9,700	1 人	11,100	11,100	1,400
	平等割	1 世帯	5,100	5,100	1 世帯	5,900	5,900	800
	軽減額			△ 2,960			△ 3,400	△ 440
	税額 計（介護分）			11,800	税額 計（介護分）		13,600	1,800
税額 合計 （基礎分＋後期支援分＋介護分）				200,600	税額 合計 （基礎分＋後期支援分＋介護分）		205,400	4,800
子ども・子育て支援分	所得割			0	970,000	0.30%	2,910	2,910
	均等割	人		0	2 人	1,122	2,244	2,244
	18歳以上均等割	人		0	2 人	69	138	138
	平等割	世帯		0	1 世帯	766	766	766
	軽減額			0			△ 631	△ 631
	税額 計（子ども・子育て支援分）			0	税額 計 （子ども・子育て支援分）		5,400	5,400
税額 合計 （基礎分＋後期支援分＋介護分＋子ども・子育て支援分）				200,600	税額 合計 （基礎分＋後期支援分＋介護分＋子ども・子育て支援分）		210,800	10,200

国 民 健 康 保 険 税 額 試 算 表 ⑦

2人世帯(65歳以上の夫と40歳以上65歳未満の妻)で、夫の事業所得2,200,000円の場合【軽減無し】

区分		令和7年度			令和8年度			比較
		課税標準	税率	税額	課税標準	税率	税額	税額
基礎分	所得割	1,770,000	8.06%	142,662	1,770,000	7.88%	139,476	△ 3,186
	均等割	2 人	29,000	58,000	2 人	30,200	60,400	2,400
	平等割	1 世帯	21,200	21,200	1 世帯	21,900	21,900	700
	軽減額			0			0	0
	税額 計（基礎分）			221,800	税額 計（基礎分）		221,700	△ 100
後期支援分	所得割	1,770,000	2.67%	47,259	1,770,000	2.73%	48,321	1,062
	均等割	2 人	9,800	19,600	2 人	10,600	21,200	1,600
	平等割	1 世帯	7,200	7,200	1 世帯	7,700	7,700	500
	軽減額			0			0	0
	税額 計（後期支援分）			74,000	税額 計（後期支援分）		77,200	3,200
税額 小計（基礎分＋後期支援分）				295,800	税額 小計 （基礎分＋後期支援分）		298,900	3,100
介護分	所得割	0	2.34%	0	0	2.49%	0	0
	均等割	1 人	9,700	9,700	1 人	11,100	11,100	1,400
	平等割	1 世帯	5,100	5,100	1 世帯	5,900	5,900	800
	軽減額			0			0	0
	税額 計（介護分）			14,800	税額 計（介護分）		17,000	2,200
税額 合計 （基礎分＋後期支援分＋介護分）				310,600	税額 合計 （基礎分＋後期支援分＋介護分）		315,900	5,300
子ども・子育て支援分	所得割			0	1,770,000	0.30%	5,310	5,310
	均等割	人		0	2 人	1,122	2,244	2,244
	18歳以上均等割	人		0	2 人	69	138	138
	平等割	世帯		0	1 世帯	766	766	766
	軽減額			0			0	0
	税額 計（子ども・子育て支援分）			0	税額 計 （子ども・子育て支援分）		8,400	8,400
税額 合計 （基礎分＋後期支援分＋介護分＋子ども・子育て支援分）				310,600	税額 合計 （基礎分＋後期支援分＋介護分＋子ども・子育て支援分）		324,300	13,700

かつらぎ町国民健康保険税条例 新旧対照表

改正後	改正前
○かつらぎ町国民健康保険税条例（平成9年かつらぎ町条例第33号） （省 略） （国民健康保険の被保険者に係る所得割額） 第3条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。）に100分の7.88を乗じて算定する。 2 （略） （省 略） （国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額） 第5条 第2条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人について30,200円とする。 （国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額） 第5条の2 （略） (1) 特定世帯（特定同一世帯所属者（国民健康保険法第6条第8号の規	○かつらぎ町国民健康保険税条例（平成9年かつらぎ町条例第33号） （省 略） （国民健康保険の被保険者に係る所得割額） 第3条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。）に100分の8.06を乗じて算定する。 2 （略） （省 略） （国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額） 第5条 第2条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人について29,000円とする。 （国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額） 第5条の2 （略） (1) 特定世帯（特定同一世帯所属者（国民健康保険法第6条第8号の規

改正後	改正前
定により被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。)と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって同日の属する月(以下この号において「特定月」という。)以後5年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。次号、第7条の3、第9条の7及び第23条第1項において同じ。)及び特定継続世帯(特定同一世帯所屬者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。第3号、第7条の3、第9条の7及び第23条第1項において同じ。)以外の世帯 <u>21,900円</u> (2) 特定世帯 <u>10,950円</u> (3) 特定継続世帯 <u>16,425円</u> (省 略) (国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額) 第6条 第2条第3項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に100分の2.73を乗じて算定する。 (国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険	定により被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。)と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって同日の属する月(以下この号において「特定月」という。)以後5年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。次号、第7条の3、第9条の7及び第23条第1項において同じ。)及び特定継続世帯(特定同一世帯所屬者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。第3号、第7条の3、第9条の7及び第23条第1項において同じ。)以外の世帯 <u>21,200円</u> (2) 特定世帯 <u>10,600円</u> (3) 特定継続世帯 <u>15,900円</u> (省 略) (国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額) 第6条 第2条第3項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に100分の2.67を乗じて算定する。 (省 略) (国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険

改 正 後	改 正 前
者均等割額) 第7条の2 第2条第3項の被保険者均等割額は、被保険者1人について <u>10,600円</u>とする。 (国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別 平等割額) 第7条の3 第2条第3項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区 分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。 (1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>7,700円</u> (2) 特定世帯 <u>3,850円</u> (3) 特定継続世帯 <u>5,775円</u> (介護納付金課税被保険者に係る所得割額) 第8条 第2条第4項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎 控除後の総所得金額等に100分の2.49を乗じて算定する。 (省 略) (介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額) 第9条の2 第2条第4項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者 1人について<u>11,100円</u>とする。 (介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額) 第9条の3 第2条第4項の世帯別平等割額は、1世帯について<u>5,900円</u>とす る。 (省 略)	者均等割額) 第7条の2 第2条第3項の被保険者均等割額は、被保険者1人について <u>9,800円</u>とする。 (国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別 平等割額) 第7条の3 第2条第3項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区 分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。 (1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>7,200円</u> (2) 特定世帯 <u>3,600円</u> (3) 特定継続世帯 <u>5,400円</u> (介護納付金課税被保険者に係る所得割額) 第8条 第2条第4項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎 控除後の総所得金額等に100分の2.34を乗じて算定する。 (省 略) (介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額) 第9条の2 第2条第4項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者 1人について<u>9,700円</u>とする。 (介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額) 第9条の3 第2条第4項の世帯別平等割額は、1世帯について<u>5,100円</u>とす る。 (省 略)

改 正 後	改 正 前
(国民健康保険税の減額) 第23条 (略) (1) (略) ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について <u>21,140円</u> イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 ① 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>15,330円</u> ② 特定世帯 <u>7,665円</u> ③ 特定継続世帯 <u>11,498円</u> ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について <u>7,420円</u> エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 ① 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>5,390円</u> ② 特定世帯 <u>2,695円</u> ③ 特定継続世帯 <u>4,043円</u> オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)	(国民健康保険税の減額) 第23条 (略) (1) (略) ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について <u>20,300円</u> イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 ① 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>14,840円</u> ② 特定世帯 <u>7,420円</u> ③ 特定継続世帯 <u>11,130円</u> ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について <u>6,860円</u> エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 ① 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>5,040円</u> ② 特定世帯 <u>2,520円</u> ③ 特定継続世帯 <u>3,780円</u> オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)

改正後	改正前
く。) 1人について <u>7,770円</u> カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について <u>4,130円</u> (2) (略) ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について <u>15,100円</u> イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 ① 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>10,950円</u> ② 特定世帯 <u>5,475円</u> ③ 特定継続世帯 <u>8,213円</u> ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について <u>5,300円</u> エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 ① 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>3,850円</u> ② 特定世帯 <u>1,925円</u> ③ 特定継続世帯 <u>2,888円</u> オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)	く。) 1人について <u>6,790円</u> カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について <u>3,570円</u> (2) (略) ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について <u>14,500円</u> イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 ① 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>10,600円</u> ② 特定世帯 <u>5,300円</u> ③ 特定継続世帯 <u>7,950円</u> ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について <u>4,900円</u> エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 ① 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>3,600円</u> ② 特定世帯 <u>1,800円</u> ③ 特定継続世帯 <u>2,700円</u> オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)

改 正 後	改 正 前
く。) 1人について <u>5,550円</u> カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について <u>2,950円</u> (3) (略) ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について <u>6,040円</u> イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 ① 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>4,380円</u> ② 特定世帯 <u>2,190円</u> ③ 特定継続世帯 <u>3,285円</u> ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について <u>2,120円</u> エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 ① 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>1,540円</u> ② 特定世帯 <u>770円</u> ③ 特定継続世帯 <u>1,155円</u> オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額	く。) 1人について <u>4,850円</u> カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について <u>2,550円</u> (3) (略) ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について <u>5,800円</u> イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 ① 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>4,240円</u> ② 特定世帯 <u>2,120円</u> ③ 特定継続世帯 <u>3,180円</u> ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について <u>1,960円</u> エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 ① 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>1,440円</u> ② 特定世帯 <u>720円</u> ③ 特定継続世帯 <u>1,080円</u> オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額

改 正 後	改 正 前
介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について <u>2,220円</u> カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について <u>1,180円</u> 2 (略) (1) (略) ア 前項第1号アに規定する金額を減額した世帯 <u>4,530円</u> イ 前項第2号アに規定する金額を減額した世帯 <u>7,550円</u> ウ 前項第3号アに規定する金額を減額した世帯 <u>12,080円</u> エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 <u>15,100円</u> (2) (略) ア 前項第1号ウに規定する金額を減額した世帯 <u>1,590円</u> イ 前項第2号ウに規定する金額を減額した世帯 <u>2,650円</u> ウ 前項第3号ウに規定する金額を減額した世帯 <u>4,240円</u> エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 <u>5,300円</u> (省 略)	介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について <u>1,940円</u> カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について <u>1,020円</u> 2 (略) (1) (略) ア 前項第1号アに規定する金額を減額した世帯 <u>4,350円</u> イ 前項第2号アに規定する金額を減額した世帯 <u>7,250円</u> ウ 前項第3号アに規定する金額を減額した世帯 <u>11,600円</u> エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 <u>14,500円</u> (2) (略) ア 前項第1号ウに規定する金額を減額した世帯 <u>1,470円</u> イ 前項第2号ウに規定する金額を減額した世帯 <u>2,450円</u> ウ 前項第3号ウに規定する金額を減額した世帯 <u>3,920円</u> エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 <u>4,900円</u> (省 略)

議案参考資料

(令和8年第1回定例会6月会議)

担当課(室)係

住民環境課 環境衛生係

1. 議案名

議案第61号 工事請負契約金額変更契約の締結について

2. 背景・経過

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条において、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は予定価格50,000,000円以上の工事又は製造の請負とされており、議決を求めるものです。

令和7年第1回かつらぎ町議会定例会(9月会議)で可決されました工事請負金額に変更が生じたので、議決を求めるものです。

3. 趣旨・目的

契約の締結は、予算の執行に関する事項であるので長の権限に属しますが、特に重要な契約の締結については、長のみ委ねず議会もその決定に参加するものとされています。

その趣旨は、住民の利害に与える影響が特に大きい契約について、一般の契約が受ける法的規制の上にさらに制約を加え、また住民の意思を反映させようとするものです。

下志賀地区飲料水供給施設浄水場新設工事の請負契約金額変更契約の締結にあたり、契約の内容、金額等が妥当であるかについて、議会の議決を求めるものです。

4. 概要

下志賀の飲料水供給施設浄水場新設工事につきましては、令和7年9月から着手し、現在、浄水場内配管やポンプ・浄水設備等の主要な機械電気計装設備の設置が終わったところとなっています。

今回、これらの機械電気計装設備の運転や監視に必要となる通信機器設置にあたって、再度、浄水場内の設置場所の通信状態を確認したところ、当初の想定より通信状態が悪く、長時間監視できない可能性があることがわかりました。

今回の変更内容は、通信方法及び通信設備の変更に伴う、工事費の増額となっています。

変更前請負契約金額	126,504,400円(税込額)
変更後請負契約金額	134,420,000円(税込額)
差引金額	7,915,600円(税込額)

令和8年 6月	議会議決、変更工事着工
令和8年 9月	完成予定

事業概要

工事年度： 令和7年度

事業名： 水道未普及地域解消事業

工事名： 下志賀地区飲料水供給施設浄水場新設工事

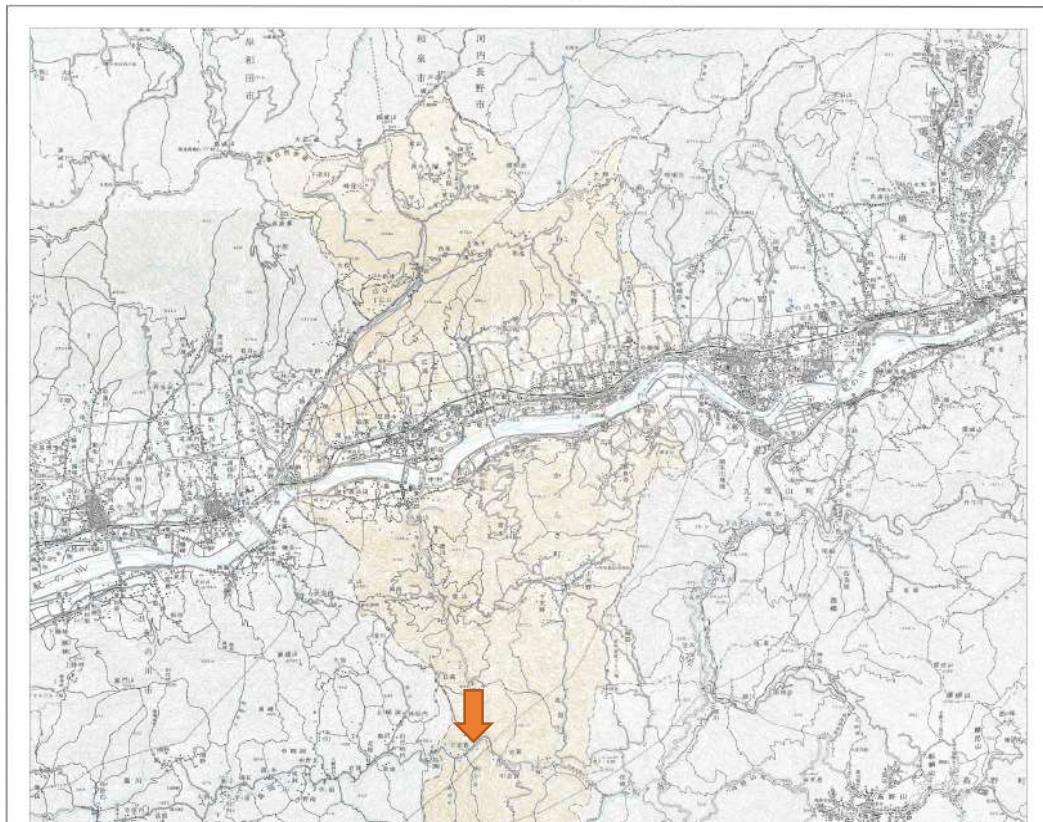
工事場所： かつらぎ町大字 志賀 地内

工期： 令和7年9月18日～令和8年9月30日

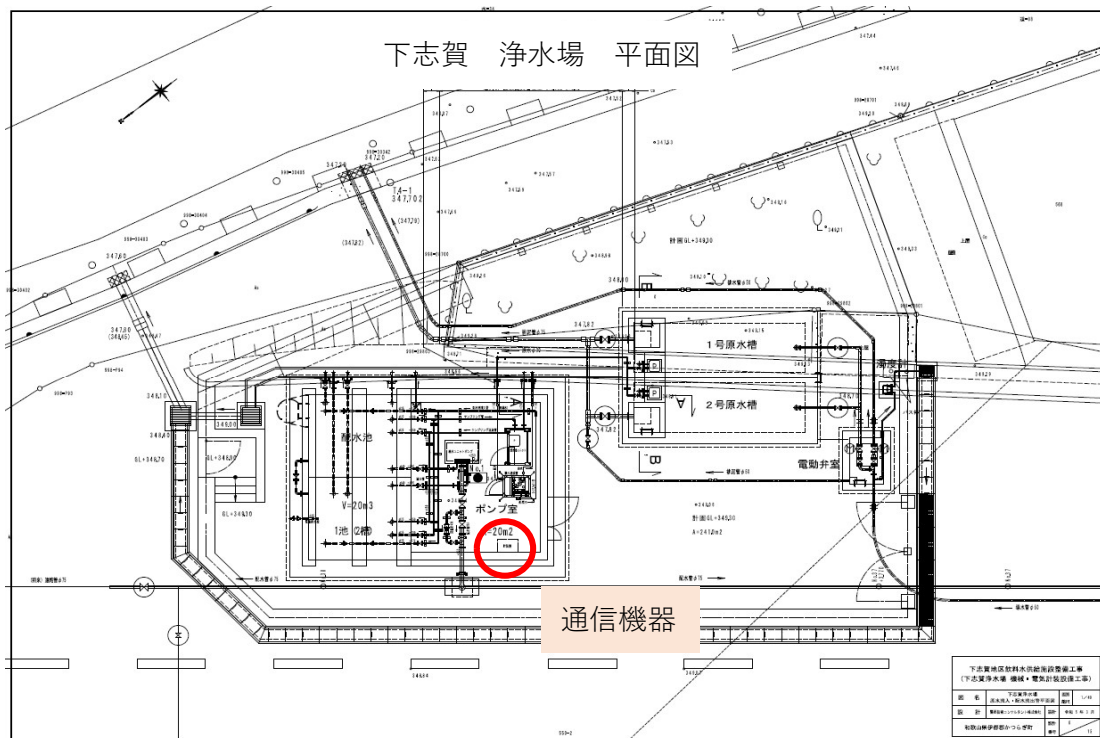
工事内容：

- | | |
|-------------------|-----|
| 1. 機械電気計装設備工 | |
| ユニットポンプ | 1 式 |
| 計装テレメーター盤（通信設備含む） | 1 式 |
| 水質計器ユニット | 1 式 |
| 膜ろ過装置 | 1 式 |
| 2. 導水施設設置工 | 1 式 |
| 3. 場内配管工 | 1 式 |
| 4. 場内舗装工 | 1 式 |

かつらぎ町全図



平面図



写真

